（別添２）

# 郵便法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

（意見募集期間：令和8年8月20日～同年9月18日）

## 意見提出者一覧

意見提出者　12件（法人等：1件、個人：1件、匿名：10件）

（提出順、敬称略）

| 受付 | 意見提出者 |
|---|---|
| 1 | 匿名 |
| 2 | 匿名 |
| 3 | 匿名 |
| 4 | 匿名 |
| 5 | 匿名 |
| 6 | 匿名 |
| 7 | 匿名 |
| 8 | 匿名 |
| 9 | 匿名 |
| 10 | 個人 |
| 11 | 匿名 |
| 12 | 日本郵政グループ労働組合 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| 本改正案にはＥＢＰＭの観点から最低限の成果指標とＫＰＩの設定が必要である。 | | | |
| 1 | 本件「郵便法施行規則等の一部を改正する省令案等」につきまして、制度の妥当性を検証するための成果目標およびＫＰＩ（重要業績評価指標）が資料中に示されていない点について、以下のとおり意見を申し上げます。<br>今回の改正案は、郵便法や信書便事業の審査基準・許認可処理期間などを見直すものですが、現行資料には「なぜ今改正が必要なのか」「どれだけ改善したのか」を測るための定量的な指標が示されておりません。行政手続の透明性や公平性を確保するためには、成果目標とＫＰＩが不可欠であると考えます。<br>そのため、以下のようなＫＰＩを設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表することを求めます。<br><br>【必須と思われるＫＰＩの例】<br>・許認可処理期間の短縮率（改正前後でどれだけ期間が短縮したか）<br>・標準処理期間内に処理できた割合（行政の実効性を測る指標）<br>・審査の透明性向上度（審査基準の公開項目数、説明資料の充実度など）<br>・民間事業者の申請件数の推移（制度が分かりやすくなり参入が増えたかどうか）<br>・審査に対する不服申立件数の減少率（審査の公平性が向上したかどうか）<br><br>【これらのＫＰＩを算出するために必要なデータと収集主体】<br>・許認可処理期間：総務省が各申請の処理日数を集計<br>・標準処理期間内の処理率：総務省が処理状況を毎年集計<br>・審査の透明性向上度：総務省が公開資料の項目数・説明内容を毎年評価<br>・申請件数の推移：総務省が民間事業者からの申請数を集計<br>・不服申立件数：総務省が審査に対する不服申立の件数を集計 | 本件の対象の省令案等は、「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第４２号。以下「改正法」という。）の施行に向けたものであるところ、改正法における定形信書便物の料金の上限の額に係る規制の見直しについては、規制の事前評価書を作成し、公表していますが、同評価書中では、現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、参入の意向を有している者も承知していないため、定量的な効果を把握することは困難であるとしています。（参考：定形信書便物の料金の上限の額に係る規制の見直し（令和８年３月２３日公表））<br>なお、今回の郵便法施行規則等の一部を改正する省令案のうち、定形信書便物に係る部分については、同評価書の評価内容に明示的に含まれるものです。<br>また、改正法における定形郵便物の料金の上限の額に係る規制の見直しについては、特別の法律により設立される法人（日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。））のみに適用される規定であり、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成１９年８月２４日政策評価各府省連絡会議了承）Ⅱ１中に定められている同評価の対象外となるケース「①一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定」に該当するため、規制の事前評価は実施しておりません。 | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストは必要ありません。<br>なお、本案件には成果目標およびＫＰＩが設定されていないため、以下の文言を付記することが適切と考えます。<br>「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているＥＢＰＭ・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。<br>ここで挙げたＫＰＩは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。<br>そして、“客観的な成果目標やＫＰＩ”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え、使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで最大限の効率・効果を得られるように、バランスを考えて制度設計するようお願いします。」<br><br>以上の理由から、本改正案にはＥＢＰＭの観点から最低限の成果指標とＫＰＩの設定が必要であると考えます。<br><br>ｐｓ．<br>郵便局は伝統と歴史をもつ日本の文化に変えていくべきです。<br>そのためにも、全ての既存の郵便局員とこれから郵便局関係者になる人は、高い志と正義の心と不屈の辛抱と弛まない前進をしていく姿勢を見せて欲しく思います。<br>もちろん今までの仕事をしない事、サボれることが優秀な人の証明だなんて間違った風習を一掃し、綱紀粛正（国や組織の規律や秩序を引き締め、不正や緩みを厳しく取り締まって正すこと）を局員同士で行い戒めあい、緊張感を「楽しめる職場」に変えていくよう希望します。 | | |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | （適度な緊張感はアドレナリンやドーパミンの放出を促し、スポーツやゲームなどでも「ワクワク感や達成感（楽しさ・喜び）」に繋がります（もちろん、普段の仕事でも可能なのです）。これを「快ストレス」と呼び、心身を高揚させるポジティブな刺激となるのことです。これからは日本の郵便局を地域発展の起爆剤とする方向で制度整備と必要な補助（多くの場合で、人員が足りないときに警察官や役人や教員がヘルプで入れるようになるととても良いと考えてます、法律云々は変えてください、耐久性が高く見目に良い郵便局職員の制服ももっとシステマチックに日本人だけが在籍する縫製復職工場で量産する等も提案します））<br>【匿名】 | | |
| 改正法の撤回を要望する。 | | | |
| 2 | 値上げ法案に反対だ。<br>郵便局が金融事業を許されている理由が、「不採算の郵便サービスを、公共インフラとして提供するため」だったはずだ。<br>郵便事業が儲からないからと言って、安易に値上げするのは生活者や中小企業を苦しめる事になる。<br>郵便・ゆうちょ・保険事業全体で赤字になっていないのなら、値上げする必要は無いはずだ。<br>法案の撤回を求める。<br>【匿名】 | 本件は、日本郵便が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し等を内容とする改正法の施行に向けて整備する関係省令等の改正案等に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であると考えます。 | 無 |
| 自己資本報酬率と他人資本報酬率を加重平均する割合は、実際の資本割合によるべき。 | | | |
| 3 | 報酬率について、なぜ自己資本報酬率と他人資本報酬率を加重平均する割合を３０対７０に固定するのか？<br>実際の自己資本と他人資本の割合によるべきではないか？<br>【匿名】 | 報酬率の算定方法については、総務省の「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」において、他の公共料金制度等を参考に、「自己資本報酬率及び他人資本報酬率を３０対７０で加重平均した率」とすることが適当であるとの方向性が示されたことを踏まえた案としており、原案のとおりとします。 | 無 |
| 制度改正は不要。総務省には制度を適切に管理願いたい。 | | | |
| 4 | 現行通りのままで良いと考える。 | 本件の対象の省令案等は、改正法の施行に向けた必要な制度整備であると考えており | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 郵便事業者が無秩序に郵便料金を上げないよう、総務省には制度を管理願いたい。<br>【匿名】 | ます。<br>総務省は、郵便料金等に係る制度について、適切に運用してまいります。 | |
| 料金改定による増収分を、処遇改善及び地域インフラの維持に充てることを審査基準及び認可条件として明記すべき。 | | | |
| 5 | 意見の対象（該当箇所）：<br>郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案（および関連する省令案）<br><br>意見の要旨：<br>郵便料金の上限変更の認可にあたっては、単なる事業者の収支改善だけでなく、値上げによる増収分が現場の労働環境の改善や賃上げに確実に還元されること、および離島・過疎地への配送や安否確認等の地域インフラ（ユニバーサルサービス）が維持されることを、厳格な審査基準および必須の認可条件として明記すべきである。<br><br>理由・詳細：<br>現場の労働環境改善と資金使途の透明性<br>郵便・配達の現場では深刻な人手不足と過酷な労働環境が続いており、インフラ維持のためには現場で働く人たちの処遇改善が不可欠である。<br>したがって、料金改定によって得られた増収分が実際に配達員等の賃上げや人員確保にどれだけ充てられているかについて、事業者に報告義務を課し、国が厳格に監査・公表する仕組みを審査基準に盛り込むこと。<br><br>公共インフラとしての役割の維持<br>郵便事業は単なる営利企業ではなく、離島や山間部を含めた全国一律の配送や、地域における安否確認・見守りサービスといった極めて高い公共性を持っている。<br>経営効率化や収支改善のみを理由とするのではなく、こうした社会的使命・インフラ機能が形骸化・縮小されないことを認可の厳格な判断基準とすること。<br>【匿名】 | 日本郵便は、法令に基づき、毎年、郵便事業の収支や業務区分別収支を総務大臣に対して報告・提出するとともに、公表することとされています。<br>総務省は、これらの報告などを通じて、定形郵便物の料金の上限額の認可の後においても、上限額算定の根拠となった原価及び利潤の変動を注視するとともに、仮に、著しく大きな変動があった場合などには、日本郵便に対して必要な対応を求めるなど、関係法令に基づき、適切に監督してまいります。<br>また、認可に当たっては、郵便事業の特殊性（全国一律サービスの義務や地域の生活インフラとしての役割等）を踏まえた政策的・社会的な観点も勘案しながら、郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案に基づき、適切に審査を行ってまいります。 | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| 記事事案の対応を優先すべき。 | | | |
| 6 | 朝日新聞の記事になっているＴｅａｍｓチャットの件何ですかあれは。有権者舐め腐るのもいい加減にしろ。当事者を処分してください。話はそれからだ<br>【匿名】 | 本件は、日本郵便が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し等を内容とする改正法の施行に向けて整備する関係省令等の改正案等に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であると考えます。 | 無 |
| 認可に当たっては、原価の内訳、経営効率化による削減額及び料金算定の根拠について、可能な限り具体的に公表することを要望する。 | | | |
| 7 | 本案では、定形郵便物の料金の上限額について、適正な原価及び適正な利潤を基礎として算定するとともに、「料金の上限の額は、できるだけ低く抑える」とされています。<br>一方で、郵便事業に係る原価には、人件費、施設使用料、委託費等に加え、事業報酬も算入されることとなっており、原価算定の方法によっては、経営効率化が十分でない部分まで利用者負担となる懸念があります。<br>特に、郵便物数が減少する状況においては、単純に収入減少分を料金へ転嫁するのではなく、業務の効率化や経費削減がどの程度行われたかを十分検証する必要があると考えます。<br>「できるだけ低く抑える」という原則を実効性あるものとするため、料金改定の認可に当たっては、原価の内訳、経営効率化による削減額及び料金算定の根拠について、国民が検証できるよう可能な限り具体的に公表することを求めます。<br>【匿名】 | 定形郵便物の料金の上限額の認可に当たっては、郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案に基づき、上限額算定の根拠となる原価及び利潤の適正性を厳格に審査することや、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問や、意見募集を行うことなどにより手続の透明性を確保しつつ、認可を行ってまいります。 | 無 |
| 信書便事業者に対する審査基準の明確化、用語・表記の統一及び標準処理期間の運用の明確化を要望する。 | | | |
| 8 | 定形信書便事業者に対する審査基準（準用規定）の明確化<br>内容：訓令１（信書便法審査基準案）第１０条の３第２号において、定形信書便物の料金上限の算定を「郵便法第６７条第３項の審査基準（郵便料金算定要領）別紙で定める方法に準じて算定されたものであること」と規定されています。<br>要望：郵便料金算定要領（別添２－２）は日本郵便株式会社の事業構造・会計を前提としており、包絡分析法（ＤＥＡ）や事業報酬・自 | 信書便事業者に対する審査基準の明確化に関する御意見について、日本郵便と一般信書便事業者との差異、一般信書便事業の参入状況等を踏まえつつ、今後、必要に応じて、通達等で運用方針を定めることを想定しています。 | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 己資本報酬率等の算定規定（第２章・第３章等）が含まれています。民間信書便事業者への適用に当たっては、過度な実務負担や解釈の差異が生じないよう、民間事業者の実態に即した具体的に「準用する範囲・解釈指針」をガイドライン等で明確に示すことを求めます。<br><br>用語・表記の統一性および整合性の修正<br>内容：省令案第２３条・様式第１２の２（別添２－１）において、申請書の題名が「定形信書便物の料金の上限額設定（変更）認可申請書」となっており、条文上の「定形信書便物の料金の上限の額」と表記ゆれが生じています。<br>要望：表記の不整合による手続き上の混乱を防ぐため、「定形信書便物の料金の上限の額設定（変更）認可申請書」等、法令上の用語（「上限の額」）へ統一することを提案します。<br><br>標準処理期間の運用の明確化<br>内容：訓令２（標準処理期間案）において、定形信書便物の料金上限認可の標準処理期間が「２から５か月」と設定されています。<br>要望：事業計画の予見可能性を高めるため、どのような申請内容（初認可・軽微な変更等）において下限（２か月）あるいは上限（５か月）の期間を要するのか、判断目安や標準的な補正手続きの取扱いを明示することを要望します。<br>【匿名】 | 用語・表記の統一性及び整合性に関する御意見について、様式中の件名は、申請の内容を簡潔に表す表現としており、また、本則第２３条との対応関係は条文上明確であることから、原案のとおりとします。<br>標準処理期間の運用の明確化に関する御意見について、標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めるものであり、個々の申請内容等に応じた具体的な期間を一概に示すことは困難です。なお、申請を補正するための期間は、標準処理期間に含まれません。 | |
| 意見公募等について審査基準に明記しない限り、本案を制定すべきでない。 | | | |
| ９ | 本案をこのまま制定することに強く反対します。<br>本案の最大の問題は、単に１１０円という上限額を削除することではありません。これまで省令に明記されていた料金上限を、日本郵便の申請と総務大臣の認可によって変更できる仕組みに移し、将来の値上げを国民による意見公募から事実上切り離すことです。<br>総務省は、日本郵便が「自らの説明責任を果たしつつ」「機動的に」料金を変更できるようにすると説明しています。しかし、規制を受ける事業者による自己説明は、行政による独立した検証や国民への | １から３まで、７、９及び１０について、定形郵便物の料金の上限額の認可に当たっては、郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案に基づき、上限額算定の根拠となる原価及び利潤の適正性を厳格に審査することや、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問や、意見募集を行うこととしており、認可の過程において、郵便事業に係る | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 説明責任の代わりにはなりません。「機動的な変更」の名で、値上げに対する民主的統制を後退させることは認められません。<br><br>１　料金認可のたびに国民の意見を聴く手続を義務付けてください<br>現在は、省令上の上限額を変更する場合、原則として行政手続法に基づく意見公募の対象になります。しかし本案には、今後、日本郵便から料金上限の変更申請があった際に、申請内容を公表し、利用者から意見を募集する仕組みがありません。<br>申請書、収支見積書、料金算定の根拠、需要予測、費用の配賦基準、効率化計画及び総務省の検証資料を認可前に公表し、少なくとも３０日間の意見募集と公聴会を実施してください。提出意見に対する総務省の考え方と、認可又は不認可の具体的理由も公表すべきです。<br>これらを制度化しない限り、固定上限の削除は、国民の関与を排除して日本郵便と総務省だけで値上げを決める仕組みへの後退です。<br><br>２　日本郵便が「必要とする増収額」を審査の出発点にしないでください<br>算定要領は、「所要増収額」を、総括原価と現行料金による収入との差額を超えない範囲で「会社が必要とする増収額」と定義しています。<br>料金を支払う利用者ではなく、値上げを申請する会社が必要とする金額を制度の出発点にすること自体が不適切です。日本郵便の申告額を追認するのではなく、総務省及び独立した第三者が、料金改定以外の手段、不要経費の削減、経営改善、公的支援等を含めて必要最小限の金額を算定すべきです。<br>「料金上限をできるだけ低く抑える」という抽象的な文言では統制になりません。値上げを認めるのは、合理的な経営改善を全て実施してもなお不可避な不足額に限ることを、明確な認可要件として規定してください。<br><br>３　郵便事業全体の総括原価で値上げの原因を隠さないでください<br>本案は、個別の役務や郵便物の種類ごとではなく、郵便事業全体を一括して収支計算する総括原価方式を採用します。 | 原価構造も明らかになるものと考えております。<br>４から６までについて、総務省の「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」での議論等を踏まえつつ、申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないものであることという改正後の郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第６７条第４項に規定する認可基準に照らして、上限額算定の根拠となる原価及び利潤の適正性を厳格に審査してまいります。<br>８について、日本郵便は、法令に基づき、毎年、郵便事業の収支や業務区分別収支を総務大臣に対して報告・提出するとともに、公表することとされています。総務省は、これらの報告などを通じて、定形郵便物の料金の上限額の認可の後においても、上限額算定の根拠となった原価及び利潤の変動を注視するとともに、仮に、著しく大きな変動があった場合などには、日本郵便に対して必要な対応を求めるなど、関係法令に基づき、適切に監督してまいります。 | |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | ユニバーサルサービス維持のために一定の内部補填が必要な場合があるとしても、事業全体を一つの数字にまとめれば、どのサービスで何の費用が増え、それをなぜ定形郵便物の利用者に負担させるのか見えなくなります。他の役務の赤字、過大な本部経費、非効率な投資等を、代替手段の乏しい定形郵便物へ転嫁する余地を残してはなりません。<br>郵便物の種類、サービス、地域、支社及び作業工程ごとの収入、原価、赤字額、配賦基準、効率化余地を公表し、定形郵便物へ負担させる合理的理由を個別に立証させてください。<br><br>４　不祥事や経営失敗の費用を利用者へ転嫁させないでください<br>行政処分に起因して一時的に増加した費用を原則として除外する規定は必要ですが、「一時的な費用」だけでは不十分です。<br>法令違反、不適切な経営、虚偽報告、管理監督上の失敗、損害賠償、制裁金、役員の責任で生じた損失その他、日本郵便の責任に起因する費用を総括原価へ算入しないことを明記してください。安全確保や再発防止に必要な措置は実施させるべきですが、その原資を安易に利用者料金へ付け替えることは認められません。<br><br>５　宣伝広告費や包括的な「その他」の費用を無条件で認めないでください<br>算定要領では、宣伝広告費、一般管理費、「その他」の費用、法人税等及び事業報酬まで総括原価に含まれます。<br>宣伝広告費については、郵便サービスの利用に不可欠な情報提供と、企業イメージや販売促進のための広告を区分し、後者は原価から除外してください。「その他」という包括的な費目も、内訳、必要性、金額及び過去からの増減を公開し、ユニバーサルサービスの提供に直接必要な費用だけを認めるべきです。<br>役員報酬、過大な本部管理費、不要不急の投資等を利用者負担へ回さない基準も必要です。<br><br>６　「適正な利潤」を事実上の利潤保証にしないでください | | |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 本案は、事業資産に報酬率を乗じた「事業報酬」を総括原価に加えます。しかし、独占性と公共性の高い郵便事業で、費用に加えて一定の報酬を料金で回収できる制度は、投資や費用を増やすほど回収額が増える構造になりかねません。<br>対象資産が郵便のユニバーサルサービスに真に必要か、取得額が適正か、遊休資産や過大投資が含まれていないかを独立して検証してください。対象資産、報酬率、計算過程及び金額は公開し、一般企業の利潤水準を機械的に保障しない上限を設けるべきです。<br><br>７　経営効率化を「必要に応じて」にとどめないでください<br>算定要領では、郵便物数の減少に応じた人件費削減、会社による効率化施策、支社間比較による削減可能額が示されています。しかし、総括原価への反映は「必要に応じ」とされ、削減可能額を必ず控除する規定になっていません。<br>独立した専門家が削減可能額を検証し、その全額を総括原価から控除してください。実施できないと主張する場合は、日本郵便に具体的な立証と公表を義務付けるべきです。<br>ただし、効率化を現場労働者の人員削減、賃金抑制、長時間労働、郵便局の安易な統廃合、配達頻度やサービス水準の低下へ置き換えてはなりません。経営責任を現場と利用者へ転嫁するものは、適正な効率化とは認めないでください。<br><br>８　予測が外れた場合の事後精算と値下げを義務付けてください<br>本案は、将来３年間の郵便物数、価格弾性値、人件費、物価、投資計画等を予測して料金上限を算定します。しかも一部は、「合理的な手段」や「合理的と認められる範囲」による変更が可能です。<br>全ての予測前提、使用データ、計算式、代替シナリオ及び感度分析を公開してください。認可後は毎年度、予測と実績を比較し、需要、収入、費用、効率化及び利潤を検証すべきです。<br>見込みを上回る収入、費用の過大見積もり、予定した投資の未実施等が判明した場合は、料金上限を自動的に引き下げ、次期料金で利用者へ還元してください。値上げだけを機動的にし、過大回収が生じても返さない制度は一方的です。 | | |

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | ９　負担可能性と郵便の公共性を独立した審査基準にしてください<br>　郵便は、高齢者、障害者、デジタル機器を利用しにくい人、小規模事業者、非営利団体、地方住民、行政手続の利用者にとって、容易に代替できない公共サービスです。<br>　原価と利潤の計算だけでなく、家計、小規模事業者、地方公共団体及び地域社会への影響、利用者の負担可能性、郵便へのアクセスを独立した審査項目にしてください。<br>　ユニバーサルサービスの維持費用を、郵便を使わざるを得ない人々へ料金として際限なく転嫁するのではなく、経営責任、株主負担及び公的負担を含む財源の在り方を検討すべきです。<br><br>１０　独立した審査と全面的な理由公表を制度化してください<br>　日本郵便を日常的に監督する総務省が、同社の提出資料を基に料金上限を審査するだけでは、検証の独立性が不十分です。消費者、会計、労働、地域交通及び公共サービスの専門家からなる第三者機関に審査させ、その議事、資料、評価及び少数意見を公開してください。<br>　固定上限を削除して値上げを「機動的」にする一方、利用者の意見を聴く制度、申請資料の公開、独立審査、事後精算及び値下げの仕組みを設けないことは、説明責任の強化ではなく、利用者による統制の排除です。<br><br>　以上の措置を審査基準に明記しない限り、本案を制定しないよう強く求めます。<br>【匿名】 | | |
| 定形郵便物の料金の上限の額は省令で定めるべき。原価・利潤の算定では、人件費（日本人と外国人）等に分けて公開等すべき。定形信書便物の料金の上限の額は、定形郵便物のもの以下にすべき。 | | | |
| １０ | 郵便法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見<br>提出日：令和８年９月１６日<br>立場：減税、日本人ファースト、中国製品使用反対、移民反対、再エネ反対。 | 　郵便法施行規則等の一部を改正する省令案（別添２－１）に対する御意見について、本件は、日本郵便が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金の上限額に係 | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 対象は、別添２－１省令案、別添２－２認可審査基準案、別添２－３信書便審査基準訓令案、別添２－４標準処理期間訓令案。整理は別添１概要。改正法は令和８年法律第４２号。<br>別添２－１および別添１の１頁（１）は、郵便法施行規則第２３条の定形郵便１１０円上限を消し、認可申請に替える。反対する。上限削除は値上げを速くし、手紙代という生活負担を増やす。税金ではないが、行政連絡や契約通知に乗るため実質増税である。省令の絶対上限を残せ。<br>別添２－２および別添１の１頁ア、２頁イからエは、総括原価、３年計算、社内計画による収入、効率化の考慮、レートベース利潤を定める。総括原価は使った分の回収になる。原価を人件費（日本人と外国人）、動力費（再エネ分）、調達（原産国）に分けて公開せよ。外国人労働の拡大と再エネ設備、中国製仕分機等の更新費を原価とレートベースから除外せよ。利潤は国債金利以下とせよ。<br>別添２－３の第１０条の２・第１０条の３と別添２－４は、民間信書便も同様に上げやすくする。民間上限は日本郵便以下にせよ。<br>施行前に原価内訳の公開を義務付けよ。認可を速くして値上げする案には反対する。<br>【個人】 | る規制の見直し等を内容とする改正法の施行に向けて整備する関係省令等の改正案等に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であると考えます。<br>郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案（別添２－２）に対する御意見について、同審査基準案は、総務省の「郵便料金に係る算定基準等に関する検討会」において、他の公共料金制度等を参考にして示された方向性を踏まえた案としており、原案のとおりとします。<br>民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令案（別添２－３）に対する御意見について、日本郵便と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形信書便物の料金についても、定形郵便物の料金と同様の制度に改めることとしたものであり、上限額の認可申請があった場合には、審査基準に基づき適切に対応してまいります。 | |
| 事業体全体の採算性確保や他事業の赤字補填を目的とした利用者に対する不当な負担増をやめ、公正・厳正な政策運営を要望する。 | | | |
| １１ | 本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および国民の命と権利を支える基礎的インフラである郵便事業のあり方をめぐる行政姿勢に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。<br>第一に、郵便料金の値上げやサービスの縮小にあたっては、事業体全体の採算悪化や他事業の構造的課題による「しわ寄せ」を、郵便という最優先の生活インフラに安易に押し付け、利用者に負担転嫁することを断じて認めてはならないという点への強い批判です。郵便料金を引き上げれば更なる利用者の離脱を招き、自ら事業の首を絞めるという致命的な悪循環を引き起こすだけです。企業努力や余計な販促・過剰広告等の見直しを棚上げし、コスト増加を理由とした安易な値上げに頼る姿勢は、行政および事業者の完全な責任放棄です。 | 郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案では、郵便事業を日本郵便が行う他事業（物流事業等）と区分し、郵便事業分のみを「収入」及び「総括原価」に計上することとしており、定形郵便物の料金の上限の額を定めるに当たって、事業体全体の採算性確保や、他事業の赤字補填を目的とすることはできないこととしております。<br>また、同審査基準案では、原価算定に当たって、経営効率化による原価の削減可能額を考慮することとしていることに加え、定形郵便物の料金の上限の額は、できるだけ低く抑 | 無 |

（別添２）

| 番号 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 意見を踏まえた案の修正 |
|---|---|---|---|
| | 第二に、デジタル化やペーパーレス化が進む中でも、スマートフォンやデジタル機器を使いこなせない高齢者や弱者にとって、郵便は社会とつながる唯一無二の手段です。見せかけの効率化やデジタル偏重の陰でこうした人々を置き去りにする「デジタル難民」の発生は社会的不条理そのものです。本来、郵便制度は水道や電気と同様、全国どこに住んでいても誰もが安価かつ公平に利用できる「最優先の生活必需インフラ（公共料金）」として、国家が責任を持って低廉な水準で維持・保護すべきセーフティネットです。<br>総務省におかれては、採算性の論理や他領域の赤字補填を目的とした不当な負担増を即座に止め、国民の移動・通信の自由と生活防衛を最優先とする公正・厳正な政策運営を強く求めます。<br>【匿名】 | えることとしており、料金の上げ幅を抑制する仕組みとしております。 | |
| 案に賛同。必要に応じて、郵便物の種類や料金の規定等についても見直しを検討することが望ましい。 | | | |
| １２ | 郵便法施行規則等の一部を改正する省令案等に対して、日本郵政グループで働く者の立場から以下のとおり意見を提出します。<br>郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準については、基準案のとおり進めていただくようお願いします。<br>なお、郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準の制定において、「適正な原価」の考え方について「合理的に説明可能な範囲内で人件費等の上昇を原価に反映」するとされていますが、郵便事業は、その費用の大宗を人件費が占める労働集約型の事業です。<br>また、同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであることと定められている第三種郵便物および第四種郵便物は、第一種郵便物が赤字となっているために、当然ながら赤字が続いています。<br>ついては、原価計算期間が３年間（３年間の合計で「収入」が「総括原価」を超えないものであるかを審査）とされていますが、今後の郵便の利用状況等を慎重に見極めていただき、必要に応じて、郵便物の種類や料金の規定等についても見直しを検討いただくことが望ましいと考えます。<br>【日本郵政グループ労働組合】 | 郵便法第６７条第３項の規定による認可に係る審査基準案に対する賛同の御意見として承ります。<br>郵便物の種類、料金の規定等については、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて、見直しの検討を行ってまいります。 | 無 |